

スポーツと理学療法—これまでのあゆみと新たなる可能性への挑戦—

2 トップレベルのアスリートへの理学療法 現状と課題

国立スポーツ科学センター アスリートリハビリテーション 松田 直樹

平成 23 年に「スポーツ基本法」が施行され、その中で地域・健康スポーツの推進や障がい者スポーツの推進とともに、スポーツに関する競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携を図っていくことなどが定められている。さらに 2020 年に向け、国の関連施策はもとより、競技団体や大学・スポーツ関連施設や病院など民間を含む様々な形でスポーツ医科学支援が構築されてきている。競技力向上のための医科学支援の中で、理学療法士の役割は医療機関やチームにおける外傷・障害後のリハビリテーショ

ン、国際競技大会での支援、スポーツに関する科学的研究・実践のほかにも地域におけるスポーツ選手の育成やスポーツ現場での事故・障害防止など活動の幅は非常に広がっている。

本シンポジウムでは、現在行われているアスリートの競技力向上のための理学療法士・アスレティックトレーナーの関わりについて紹介し、さらに今後に向けた理学療法士の役割についても考えたい。

スポーツと理学療法—これまでのあゆみと新たなる可能性への挑戦—

3 障がい者スポーツにおける理学療法 現状と課題

¹⁾飛翔会グループ 本部, ²⁾愛知医療学院短期大学, ³⁾京都医健専門学校, ⁴⁾アーク株式会社
門田 正久¹⁾, 鳥居 昭久²⁾, 池島 寿³⁾, 花岡 正敬⁴⁾

近年「障がい者スポーツ」を取り巻く環境が大きく変化し始めています。その大きなものとしては 2011 年の「スポーツ基本法」の公布され、障がい者スポーツに関する規定が設けられた。この中に地方スポーツ推進計画が策定され、地域での障がい者スポーツの推進がなされ、ハード面やソフト面の向上が期待されます。また競技スポーツにおいては、2020 年東京オリンピックパラリンピック大会誘致の決定し、障がい者スポーツのビックイベントであるパラリンピック関係の体制や周辺環境も大きく変化してきています。その中で 2014 年からは、厚生労働省から文部科学省に移管され、トップ競技は健常者と同様に、JISS(国立スポーツ医科学センター)や NTC(ナショナルトレーニングセンター)の利用も一部ができるようになり始めています。2014 年仁川アジア大会におい

ては、健常と同じサポートシステムであるマルチサポートハウスの選手村対応の試みも行われました。さらに今後「スポーツ庁」の設置も予定されており、この分野は更なる飛躍が期待することができます。以上のようにめまぐるしく日本国内において変化している中、理学療法士としての「障がい者スポーツ」への関与はいろいろな意味で可能性が考えられ、対応の変化が求められてくると思います。今回はその中で以下について情報提供並びに進言できればと考えます。

【障がい者スポーツへの理学療法士の関わり】

【競技レベルの障がい者スポーツにおける理学療法士の活動】

【必要とされる知識と技術(理学療法士として対応できる範囲)】

【今後に向けての課題】